

秦野市地域高齢者支援センターの人員等に関する基準を定める条例及び秦野市地域高齢者支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて

秦野市地域高齢者支援センターの人員等に関する基準を定める条例及び秦野市地域高齢者支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 30 年 9 月 4 日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、「主任介護支援専門員」の資格要件に係る規定を改めるに当たり、その用語の意義を同規則の例によることとするため、改正するものであります。

秦野市地域高齢者支援センターの人員等に関する基準を定める条例及び秦野市地域高齢者支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(秦野市地域高齢者支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 秦野市地域高齢者支援センターの人員等に関する基準を定める条例

(平成27年秦野市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中「介護保険法」の次に「及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)」を加える。

第4条第1項第3号中「(介護支援専門員であって、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者(その研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。))から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、その経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。))」を削る。

(秦野市地域高齢者支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 秦野市地域高齢者支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成30年秦野市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第5項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第57号 秦野市地域高齢者支援センターの人員等に関する基準を定める条例及び秦野市地域高齢者支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>秦野市地域高齢者支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部改正</p>	
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、介護保険法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）で使用する用語の例による。</p> <p>(人員に関する基準)</p> <p>第4条 地域高齢者支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000名以上6,000名未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員その他これに準じる者 1名</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、介護保険法で使用する用語の例による。</p> <p>(人員に関する基準)</p> <p>第4条 地域高齢者支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000名以上6,000名未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員<u>（介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（その研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、その経過する日</u></p>

2 (略)

までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)をいう。)その他これに準
じる者 1名

2 (略)

秦野市地域高齢者支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（この条例による改正後の秦野市地域高齢者支援センターの人員等に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、その経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修（同令第140条の68第1項第2号に規定

する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。)のうち最初のをいう。以下同じ。)については、新条例第4条第1項第3号の規定にかかわらず、平成31年3月31日(平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日)までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。

3 前項の規定により新条例第4条第1項第3号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、その経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第4条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。

5 平成26年度以前修了者で、平成29年3月31日前に主任介護支援専門員更新研修を修了しているものについては、前3項の規定は適用せず、その者に対する新条例第4条第1項第3

号の規定の適用については、同号中「介護支援専門員であつて、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（その研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者）にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、その経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。」とあるのは、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員 研修の修了者の区分	読み替える字句
平成23年度以前修了者	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であつて、平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの

<p>平成24年度及び平成25年度修了者</p>	<p>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの</p>
<p>平成26年度修了者</p>	<p>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、その主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。